

三 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特長といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

○株式会社・NPO・個人等、多種多様な形態により提供される学習機会は、今後の知識基盤社会の中での幅広い学習機会の一環として重要な役割を担っていくことが期待される。

○関連して、現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特長といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

第四章 高等教育の発展を目指した社会の役割

○本章では、中長期的（平成一七（二〇〇五）年以降、平成二七（二〇一五）年・平成三二（二〇二〇）年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主として高等教育の発展を目指した社会の役割に関する事項を示すこととする。

一 高等教育の発展を目指した支援の在り方

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。このため、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあつて、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、①国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題（地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等）への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、②私立大学については、基盤的経費の助成を進める。その際、

国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献の諸活動を支援すること、③公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、④国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的・改革に取り組み大学等をきめ細やかに支援すること、⑤民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放すること、⑥競争的資源配分の間接経費の充実により、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、⑦奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

(一) 高等教育への支援の拡充

○高等教育機関は、教育・文化、科学技術・学術、医療、産業・経済等社会の発展の基盤として中核的な機能を有する極めて重要な存在である。

○我が国の高等教育は、国公私立の三つの設置形態による機関がそれぞれの特色を発揮することにより発展してきているところであるが、中でも私立学校の比重は高く、例えば、大学・短期大学・高等専門学校合計では学校数・学生数ともに約四分の三を占めるなど、私立学校は我が国の高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきた。また、高等教育の費用負担は、その直接的受益性に着目して、これまで家計に多くを依存してきた。現在では、国公私立を問わず学生納付金が国際的に見てもかなり高額化しており、これ以上の家計負担となれば、個人の受益の程度との見合いで高等教育を受ける機会を断念する場合が生じ、実質的に学習機会が保障されないおそれがある。

国は、個人の経済状態を問わず高等教育を受ける機会を実質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から、教育・研究条件の維持・向上や幅広い教育・研究活動を安定的に行う環境の整備とともに、意欲と能力のある個人に対する奨学金をはじめとする学生支援の充実等の各般の措置を総合的に推進することにより、学習者の学習機会の保障に努めるべきである。

○また、高等教育に関しては、学生個人とともに、高等教育を受けた人材によつて支えられる現在及び将来の社会もまた受益者である。このことは、高等教育がエリート段階（進学率一五％未満）、マス段階（同一五％以上五〇％未満）又はユニバーサル段階（同五〇％以上）のいずれにある場合でも基本的に変わるものではないと考えられる。

○ユニバーサル段階では、高等教育の普及によつて個人が高等教育を受けたことによる収益は低下すると一般的には考えられるが、知的なネットワークの広さと質が極めて重要な意義を持つ知識基盤社会においては、質の高い労働力や研究成果の供給による利益のほかに、層の厚い高等教育の存立そのものが経済社会全体の発展の基盤として不可欠の存在となるものと考えられる。

○このため、高等教育に要する費用は、学生個人のほか、社会全体や産業界等も負担すべきものであり、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

○高等教育の重要性にかんがみ、各国で高等教育への投資を充実しつつある。例えば、英国では、授業料を増額する一方で、高

等教育に対する財政支出の対GDP比を〇・七％から〇・八％へと増加させつつある。

○我が国においては、私立学校が高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきたという沿革もあり、伝統的に私費負担の割合が高く、高等教育に対する公財政支出の対GDP比は〇・五％と、諸外国に比べて極めて低い状況にある。もとより、GDPに対する公財政支出の割合や教育制度の相違など国により様々な条件が異なるため単純な比較は困難であるが、今後、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会的負担をも踏まえつつ、すべての関係者が、高等教育の社会的価値や重要性について国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

（二）高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システム

○高等教育への国からの財政的支援は、伝統的に、（a）国立学校特別会計や私学助成による機関運営経費の措置と助成、（b）科学研究費補助金や各種の委託研究費等の研究活動助成、及び（c）育英奨学等の学生支援経費が中心であったが、それぞれの趣旨・目的は異なるものと考えられ、これら全体で高等教育へのファンディング・システムを構成するとは必ずしも明確に意識されなかった。近年は、（a）（b）の中間的な形態として（d）「二世紀COEプログラム」「特色ある大学教育支援プログラム」等の国公私を通じた競争的・重点的支援、競争的な研

究資金の間接経費や国立大学法人に対する特別教育研究経費の措置、（b）（c）の中間的な形態として（e）ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）への支援、日本学術振興会特別研究員事業等が行われるようになり、支援の形態の多様化が進められてきた。

○今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあつて、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。特に、国際的環境を視野に入れた支援を行うことがますます重要になっている。これらにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

○具体的には、①国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題（地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等）への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、②私立大学については、その多様な発展を一層促進するため、基盤的経費の助成を進める。その際、国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献のための諸活動を支援すること、③公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるように支援すること、④国公私を通じた競争的・重点的支

援の拡充により、積極的に改革に取り組んで成果を挙げている大学等をきめ細やかに支援すること、⑤民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放し、活力にあふれた研究環境を整備すること、⑥競争的資源配分の間接経費を充実することに重き、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、⑦高等教育を受ける意欲と能力を持つ者を経済的側面から援助するため、奨学入塾等の学生支援を充実すること等が重要である。○高等教育機関の財源として、学生納付金や国・地方公共団体からの支援だけではなく、民間企業や個人等からの寄附金・委託費や附属病院収入・事業収入等の自主財源も確保し、財源を多様化することが望まれる。国はそのような努力を積極的に支援すべきである。

○このような民間企業や個人等からの支援の充実は、社会の大学に対する評価をフィードバックし、大学の社会貢献を一層促進す上でも効果的と考えられる。

二 高等教育の発展を目指した各方面の取組

国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となろう（再掲）。その際、大学の自律性に十分配慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、このような高等教育の振興方策についての考え方を十分

に踏まえることが期待される。

地方公共団体と国公私立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官（公）連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

（二）国の高等教育行政の取組

○大学は国家・社会に対して一定の自律性を保持することがその本質的特徴であり、大学に対する国の関与及び支援は、国家・

社会の側から見た大学の公共性に着目してなされる。公共性と自律性とは相互に緊張関係に立つが、必ずしも相矛盾するものではない(第三章一(一)(ア)参照)。したがって、関与と支援の在り方は、大学の自律性を尊重しつつも、公共性についての国家・社会の側の理解の仕方に影響を受け、また、関与の程度と社会的な評価に応じた支援が行われるのが基本となる。

○国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となる(再掲)。その際、大学の自律性に十分配慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

○特に③に関して、「高等教育の質」を保証するためには、設置認可の的確な運用を基礎としつつ、認証評価制度の充実、経営状況の悪化した高等教育機関への対応、大学入学者選抜の改善、初等中等教育の充実等の各種関連施策を総合的に推進する必要がある。

○大学の自律性を保障するためには、大学の経営のための財源の多様性・安定性を確保することが是非とも必要である。学生納付金、附属病院収入、公財政支援、外部資金、寄附金、資産運用益、学校債等の各財源別に改善ないし促進方策を講ずることが重要である。

○公財政支援に関しては、多元的できめ細やかなファンディング・システムが形成されることが、大学の財政的基盤の充実とともに自律性を保障する上からも望ましい。

○今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、

このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

(二) 地方公共団体の取組

○国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、大学の教育・研究活動と地方公共団体の施策展開の有機的な連携を図ることが期待される。その際、地方公共団体側がその判断に基づき、受益の程度やその見通しに対応した財政的支援を行うことも有効であると考えられる。

○公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、設置目的を明確化し、それぞれの地域の向上発展への貢献のため、地域社会の様々な要請等を踏まえつつ、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

○構造改革特区制度を活用して地方公共団体が策定する特区計画の下での大学の設置に関して、地方公共団体には、構造改革特別区域法に基づく責務を十分果たしつつ、創意工夫に富む取組を行うことが期待される。

(三) 産業界等の取組

○学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、産業界は、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。例えば、博士課程の質的向上に関する大学の努力と博士号取得者に対する企業側の処遇・

活用の努力とは、同時並行的になされなければ効果は期待できないと考えられる。

○これまでの我が国では、大学や民間の政策研究機関等を含めた社会全体の知的セクターの形成・充実に熱心であったとは言いがたい。また、近年の経済情勢の影響で社会全体の知的蓄積は危機的状況にあるとの指摘すらある。今後は、知的セクターの人材層を厚く形成するとともに、様々な分野で知的活動を行う人材が流動し、我が国社会全体の知的基盤を構成していくことが重要である。産業界は、高等教育機関をはじめとして、人材(研究者、大学教員)の受け入れと送り出しを他の様々な機関との間で一層活発に行うことが期待される。

○また、高等教育機関は人材を養成し社会へ送り出すものであることから、人材(学生)の送り出しと受け入れ(社会人学生)という点でも社会と双方向の関係に立つ。すなわち、産・官・政といったセクターの人材戦略が高等教育機関の人材養成に与える影響は大きいものがあり、研究面にとどまらず人材養成面でも十分な産学官連携が求められる。特に、留学生教育に多くの資源を投じてきているこれまでの状況を踏まえれば、留学生を含めた人材の活用を社会全体で真剣に図っていく必要がある。

○人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。この点に関しては、修士課程等への企業派遣の促進のほかにも、雇用関係を一旦離れてから進学・再入学し学位を取得した者に対して十分な処遇を留意することも期待される。

○専門職学位課程との関係では、高度専門職業人による各種の職

能団体が形成ないし活性化され、専門職学位課程と密接に連携を図ることが期待される。

○また、研究開発を自社内部で完結させる「目前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付けることが期待される。短期的な経済情勢や国の支援策のいかんによらない持続可能な産学官連携の体制の構築が求められている。

○産業界には、国内の大学を投資対象として一層積極的に評価・活用することが期待される。各企業の合理的な経済行動に影響を与えるためには、我が国の大学の研究水準や経営状態等に関する大学側からの適時適切な情報の提供が不可欠であるが、より効率的な投資行動のため、産業界側にも最新の正確な情報を能動的に収集する努力がおのずと求められよう。こうした動きは、我が国の大学にとっての競争的環境の醸成にも大いに資するものと思われる。

○このような産業界の取組を促進するため、様々な機会をとらえて高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。また、そうした場を通じて、産業界側の意欲的な取組を評価し顕彰すること等も有効と考えられる。

第五章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

○本章では、中長期的(平成一七(二〇〇五)年以降、平成二七(二〇一五)年〜平成三二(二〇二〇)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」と

も呼ぶべきもの）を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を提言することとする。

一 将来像に向けた施策の主要な柱と方向性

○二一世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。これからの「知識基盤社会」において、高等教育は、個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要である。○今後は、国際競争が激化し、国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代であり、国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

○一八歳人口が減少して約一二〇万人規模で推移する一方で、大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、高等教育政策の手法は「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行することとなる。

○こうした基本的な考え方を踏まえて、今回の将来像においては、
①一八歳人口の減少や大学・短期大学の収容力（入学者数・志願者数）が一〇〇％に達するなど、状況を踏まえた高等教育の量的変化の動向

②新時代の高等教育が全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するために求められる高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

③学習者の保護や国際的通用性の保持のための、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による高等教育の質の保証

④個性・特色の明確化を通じて教育・研究の質の向上を目指す各高等教育機関の在り方
・大学（学士課程、修士・博士・専門職学位課程、短期大学の課程）
・高等専門学校
・専門学校

⑤高等教育の発展を目指した社会全体（国・地方公共団体や産業界等を含めて）の役割の重要性
等が主要な柱となっている。以下では、この方向性を踏まえて関連施策についての考え方を整理することとする。

二 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策

○ここでは、一で述べた主要な柱と方向性を念頭に置きつつ、これらに沿って将来像の内容を実現するために必要と考えられる施策を「早急に取り組むべき重点施策」及び「中期的に取り組むべき重要施策」として提言することとする。国は、これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また、各高等教育機関においても、これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。

(一) 早急に取り組むべき重点施策 (二)の提言)

①高等教育の量的変化の動向についての関連施策

(人材養成に関する社会のニーズへの対応)

○分野ごとの人材養成に関する需要を的確に把握するとともに、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議

の場の設定等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。その際、迅速かつ機動的な政策手法の活用に留意すべきである。

(各高等教育機関の経営の改善)

○各高等教育機関が自ら行う経営改善のための努力を支援する必要がある。また、経営状況の悪化した機関への対応策の充実を図るため、関係機関の協力体制を作っておく必要がある。

②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

(入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化)

○大学・短期大学への進学率が約七五〇％に達し、高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約七五％に達している状況を踏まえ、各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである。特に、各機関ごとのアドミッション・ポリシー（入学者選抜の改善）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の改善）、ディプロマ・ポリシー（「出口管理」の強化）の明確化を支援する必要がある。

(留学生交流の促進・充実)

○留学生交流を一層促進・充実するため、留学生の質の確保、在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実、卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進する必要がある。

③高等教育の質の保証についての関連施策

(大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化)

○事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証に関

し、大学等の設置認可や認証評価等における審査の内容や視点の明確化を図る必要がある。(例えば、学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織、学問分野に応じた十分な学問的経歴等を有する教員（研究者教員）の配置、「専任教員」の教育・研究や管理運営上の責任、「実務家教員」の実績評価方法、教養教育の実施方針の明示、設置後の学校法人の経営状況など)

④各高等教育機関の在り方についての関連施策

(教養教育や専門教育等の総合的な充実)

○教養教育や専門教育等の在り方の総合的な見直しを通じて、「二一世紀型市民」の育成を目指し、多様で質の高い学士課程教育を実現する。このため、充実した教養教育の実施や分野ごとのコア・カリキュラムの策定等を支援する必要がある。

(大学院教育の実質化)

○体系的な教育課程の実施による充実した大学院教育の実現を支援すべきである。また、大学院教育の実質化のための将来計画を策定するなどにより、大学院における教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。

(世界トップクラスの大学院の形成)

○大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、世界的研究・教育拠点の形成を支援し、トップクラスの大学院を目指す必要がある。

(助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化)

○教育・研究を組織的に展開するとともに若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の見直しによる活性化を図る必要がある。